

玉名市学校規模適正化審議会要綱

(設置)

第1条 玉名市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の適正規模について調査及び検討を行い、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、玉名市学校規模適正化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市立学校の適正規模に関し必要な事項について審議し、玉名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して建議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命した委員20人以内をもって組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係機関及び団体の代表者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する審議に係る事項が終了するまでとする。

- 2 委員が欠けたときは、前条各号の区分に従い後任者を教育委員会が委嘱し、又は任命することができる。
- 3 前条第1号及び第3号に掲げる委員については、その所属機関の役職を辞したときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。